第

3 7 0 5

 $\frac{RE \stackrel{\frown}{A}DAS}{U-\vec{y}_{7}z_{7}z_{7}z_{7}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 25日 水曜日

発行所

뭉

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☆ 家事費と必要経費の区分

♀: 私は、個人事業を営んでいるものですが、家事費と必要経費はどのように区分したらいいのですか?

A: 定められた方法はありませんので、合理的な方法で区分してください。

【解説】

個人事業者の場合、自宅と事業所が同じということも多く、支払った費用が必要経費になるのか判断に迷うことがあると思います。また、費用のうち全部は必要経費にならないけど一部は必要経費になるということもあるでしょう。そんなときの取り扱いをまとめてみましょう。

① 対象となる費用

建物の固定資産税、火災保険料、電気代、水 道代、ガス代、電話代、自動車のガソリン代 など

② 必要経費となる場合

家事費と必要経費が混然としている場合は、 事業に使っている部分の面積割合とか、使用 割合使用頻度など合理的と思われる方法で 家事費と事業部分の費用を分けることによ って、その事業部分の費用を必要経費とする ことができます。

③ 必要経費とならない場合

家事費と事業部分の区分ができないものは、 原則として、必要経費にはできません。

税務では、家事費と必要経費を区分する合理的な方法というのは、特に定められていませんので、合理的と認められる方法で区分すればそれが認められることになります。







